

5 八子保第 5996 号
令和 6 年(2024 年)3 月 21 日

居宅訪問型保育事業者 各位

八王子市長 初宿 和夫
(公印省略)

基準を満たさない認可外保育施設に係る幼児教育・保育の無償化の
経過措置終了について (通知)

日頃より、本市の保育行政に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

居宅訪問型保育事業者(以下、「ベビーシッター」と言います。)が、幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、認可外保育施設指導監督基準(以下、「基準」と言います。)を満たすとともに、市から無償化対象としての「確認」を受ける必要があります。

ただし、無償化制度開始後 5 年間(令和元年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで)は、国により経過措置が設けられており、市に届出を行っているベビーシッターは基準を満たしていない場合にも無償化の対象となっていますが、令和 6 年(2024 年)10 月以降、基準を満たさない場合は、保育料無償化の対象ではなくなります。

令和 6 年(2024 年)9 月末までに基準を満たした旨の証明書が交付されていない場合、無償化の対象外となり、保護者負担の保育料に影響が出る可能性がありますので、各ベビーシッターにおいて適切に御対応をお願いいたします。

なお、市から無償化対象としての「確認」をまだ受けていないベビーシッターにおかれましては、速やかに確認申請書を御提出お願いします。また、既に休止・廃止している場合は、休止・廃止届を御提出ください。

御不明な点がございましたら下記連絡先までお問い合わせください。

記

(1)指導監督の実施について

児童福祉法等に基づき、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認するため、基準に基づき指導検査を実施します。ベビーシッターに対しては、原則立入調査に代えて集団指導及び書面審査を実施し、基準を満たしていることが確認できた場合は、基準を満たした旨の証明書を交付します。なお、証明書交付後に基準項目を満たしていないことが判明した場合は、証明書の返還を求めることがあります。また、集団指導は今後も、原則年 1 回継続して受講していただきます。

(2)認可外保育施設指導監督基準及び「確認」の状況について
基準及び「確認」の状況は、市のホームページ（HP）に公開しておりますので御確認ください（右の二次元コード参照）。

（基準はページ下部に、「確認」の状況はページ中段「ベビシッター一覧」に掲載しています。）



【基準及び「確認」状況】

(3)施設等利用費請求方法について

基準を満たす旨の証明書が交付され、かつ、市から「確認」を受けた場合、保育料無償化の対象となります。保育料等（施設等利用費）の請求は、原則保護者が市に対して行います（償還払い）。請求方法について保護者から問合せがあった場合、市のHPに手続を公開しておりますので、御案内お願いいたします（右の二次元コード参照）。



【施設等利用費請求方法】

(4)施設等利用給付認定について

対象児が無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。保護者から問合せがあった場合、市のHPに手続を公開しておりますので、御案内お願いいたします（右の二次元コード参照）。



【施設等利用給付認定手続】

(5)基準を満たした旨の証明書の交付時期について
証明書の交付時期については、別途お知らせします。

(6)確認申請及び休止・廃止届について

様式は市のHPに公開しておりますので、必要に応じて御使用ください（右の二次元コード参照）。



【確認申請】



【休止・廃止届】

【問合せ先】

●無償化制度・証明書の交付・確認申請・休止/廃止届について
子ども家庭部保育幼稚園課 給付担当 TEL 620-7248（直通）

●指導監督（集団指導）の実施について
福祉部指導監査課 児童担当 TEL 620-7469（直通）